

## ○瑞浪市道の駅検討委員会規則

平成30年3月22日規則第9号

改正

令和2年4月15日規則第35号

## 瑞浪市道の駅検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市道の駅検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が瑞浪市道の駅に係る計画等の策定ごとに委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくりに関する見識を有する市民
- (3) 専門知識を有する団体に所属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から瑞浪市道の駅に係る計画等の策定に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門的な調査及び、検討を行うため、委員会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。